

＜学校体育施設（体育館）利用時の厳守事項＞

体育館は学校からお借りしている大切な教育施設です。学校・周辺地域の方々に迷惑をかけないように以下の事項を厳守して利用ください。

ルールに違反されますと、登録を取り消す場合があります。

- ① 学校の敷地内は全面禁煙です。絶対禁煙を団体内で徹底してください。
 - ・過去に、学校の敷地内で喫煙したとして登録を取り消した事案があります。
- ② フロアーについて
 - ・飲食は厳禁です(水分補給はOKですが、学校によってはフロアーを出てロビーでの水分補給をお願いしているところもありますので、利用校のルールに従ってください。)
 - ・テープを貼ったり、卓球台等引きずったりしてフロアーを傷めることのないよう特に注意してください。また、体育館やその周りの壁に模造紙等を貼らないでください。
 - ・その他、フロアーは土足および水拭き厳禁です。
- ③ ごみは必ず持って帰りましょう。学校施設の美化に協力をお願いします。
 - ・館内への置き忘れの他、館内のごみ箱に捨てることなく必ず持ち帰ってください。
 - ・各団体の最終退出者はごみの放置、忘れ物が無いか必ず最終確認してください。
- ④ 車やバイク、自転車などは指定の場所に正しく置いてください。また、施錠はもちろんのこと盗難等に注意してください。
 - ・所定の位置以外の場所に駐車されると、教職員の車が出せないことがあります。
 - ・貴重品は団体および各自で管理してください。車上荒らしの被害に遭わないよう、貴重品の管理は十分注意をしてください。
- ⑤ 騒音について
 - ・学校体育施設利用にあたって、近隣から大きな音がする旨の苦情がありますので、学校・周辺地域の方々に迷惑をかけないように気を付けて利用してください。
- ⑥ 用具について
 - ・各種ポール・ネット・卓球台・得点版・審判台・バスケットリング、清掃用具等は利用していただけます。
 - ・ピアノ・跳び箱・踏切板・ボール・パイプ椅子類は学校開放の備品ではありません。使ったり、動かしたりしないでください。
- ⑦ 使用した後はモップで清掃してください。
- ⑧ 使用後は電気を消して窓・扉等の施錠を確実に行ってください。（トイレの消灯も忘れずに！）
- ⑨ 利用許可について
 - ・利用許可時間は、学校敷地内にいる時間です。許可時間を厳守し、終了時間には速やかに学校敷地から退出してください。（駐車場も学校の敷地です。）また、小学生は19時30分までの利用許可時間となります。
 - ・小学生以下は、中学校施設の利用および登録はできません。
 - ・利用許可された体育施設以外の施設（校舎や庭園など）に立ち入らないでください。
 - ・「利用許可証」を所持し、教育委員会から提示を求められた場合、指示に従ってください。
- ⑩ 退出の際、校門は必ず閉めてください。
- ⑪ 利用を中止する場合は、事前にスポーツ推進課まで連絡してください。
- ⑫ 鍵の管理について
 - ・利用校の鍵は団体で管理していただきます。また、団体内での合鍵作成は禁止です。
 - ・紛失した場合は、鍵の付け替え費用、他団体の合鍵作製費用等すべて団体の負担となります。

・過去に、合鍵作製および鍵の紛失により、登録を取り消した事案があります。

⑬ 施設や備品の破損について

- ・学校開放利用時に備品や学校施設破損等のトラブルが発生した場合、必ず市役所守衛室かスポーツ推進課へ連絡してください。(利用団体の不注意等による破損は、弁償いただきます。)

草津市役所守衛室 TEL077-561-2499

⑭ 利用者登録について(※登録の有効期限は、登録した日から次の3月31日までです。)

- ・学校開放をご利用いただけるのは、利用者登録をした人だけです。利用者はすべて「利用者登録申請書」に記載してください。ここでいう「利用者」とは、学校開放の時間帯に学校敷地内で次のような活動をする人をいいます。

- 〔 1. スポーツやレクリエーション活動をする人(例：競技者など)
- 2. 上記活動の指導・助言を行う人(例：コーチなど)

- ・代表者は必ず登録をしてください。
- ・年度途中でメンバーが増えた場合は、必ず追加登録を行ってください。
- ・年度途中で代表者を変更する場合は、「代表者変更用紙」を当課に提出してください。また、利用時の厳守事項や利用許可手続き等の引き継ぎを確実に行ってください。
- ・学校開放利用時に利用者登録の無い他団体を招いてのイベント、試合等は禁止です。
- ・利用者登録されていないメンバーの利用が判明した団体は、登録を取り消すことがあります。
- ・団体名・代表者名のみを変更する等、ほぼ同じ団員構成で別団体として、申請、登録することは固くお断りします。
- ・活動意思のないメンバーや、場所を取るため利用のない方を登録するのは御遠慮ください。
- ・提出いただいた書類に不正が確認された場合、年度途中でも登録を取り消す場合があります。(過去に、書類に不正が確認されたため、書類を無効とした事案があります。)
- ・みなさんに有効に利用していただくため、著しく少ない人数での利用や、利用実績が著しく低いことが分かった場合も、事情をお聞きする他、取り消す場合があります。

⑮ 登録料の納付について

- ・利用登録料の納付書は、代表者または団体が設定した連絡担当者宛に送付します。登録料について高校生以上一人2,500円というのは、1枠に対しての登録料です。2枠以上登録される団体には登録枠の数だけ登録料納付書を送付しますので、到着した納付書分はすべて納入してください。
※同一人物が複数のチームに重複して登録する場合、各団体において登録料が発生します。
- ・納付期限内に納付されない団体は、登録を取り消します。登録を取り消した場合でも、年度当初からの枠取り、取り消しまでの利用がありますので、登録料は納付いただきます。翌年度の登録申請は受け付けません。

⑯ スポーツ安全保険または、これに代わる保険に必ず加入してください。また、保険の対象となる事故が起こった場合は、スポーツ推進課へ速やかに事故報告をしてください。

⑰ 学校体育施設(体育館)利用チェックシート提出について

- ・新堂中学校・玉川中学校・松原中学校をご利用の団体は利用後必ず提出してください。

〔 上記事項を団体の皆様に周知し、利用してください。
利用責任者は施設利用中、責任をもって管理監督に当たってください。 〕

草津市教育委員会事務局 スポーツ推進課
Tel 077-561-2432
Fax 077-561-2488